

条 例 の 改 正

○美里町税条例の一部改正(専決処分)

令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人町民税(令和5年分所得)において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる規定を加える改正等を行うものです。

○美里町議会委員会条例の一部改正

町の事務組織の整理・再編に伴い、文教民生経済常任委員会の所管に関し改正を行うものです。

○美里町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正

地方自治法施行令等の公布に伴い、引用条項にずれが生じたことにより改正を行うものです。

○美里町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正

消防団員の活動内容から、更なる団員の労力に応じた報酬体系へ改正を行うものです。

○美里町職員の給与に関する条例の一部改正

55歳を超える職員について、国に準じ原則昇給させない規定に改正を行うものです。

○美里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため改正を行うものです。

○美里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

国家公務員の勤務条件との均衡を図るため改正を行うものです。

○美里町手数料条例の一部改正

政令の一部改正に伴い、戸籍関係の手数料を追加する改正を行うものです。

○美里町介護保険条例の一部改正

第9期美里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料について改定を行うものです。

○美里町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正

省令の改正に伴い、電磁的記録に係る基準及び重要事項の掲示等に係る基準の改正を行うものです。

○美里町重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部改正

福祉医療費(重度心身障害者医療費、こども医療費、ひとり親家庭等の医療費)支給制度の対象者を明確にするため改正を行うものです。

○美里町在宅重度要介護高齢者介護手当支給条例の一部改正

要介護高齢者の在宅生活の継続と介護者の経済的負担の軽減を図るため、在宅重度要介護高齢者介護手当を増額する改正を行うものです。

○美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

内閣府令が施行されたことに伴い改正を行うものです。

○美里町まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例の一部改正

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条項にずれが生じたことにより改正を行うものです。



○美里町水道事業給水条例の一部改正

水道整備行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、引用する省令を改めるものです。

○美里町公民館設置及び管理に関する条例の一部改正

公民館の利用促進を図るため施設使用料の改正を行うものです。